

# しいたけ等輸出体制強化・PR支援事業仕様書

## 1 業務目的

本県の原木しいたけ生産量（生・乾合計）は全国第5位であり、国内有数の産地としての地位を確立している。

しかし、食生活の変化や食文化の多様化に伴い、消費量は減少傾向である。この減少を緩やかにするためには、国内外問わず、乾しいたけの魅力をPRする必要がある。

このため、国内では乾しいたけ離れが進む若年層を対象とした販促活動を行うとともに、海外市場への戦略的な販路開拓のため、輸出体制の基盤構築を目的とした「宮崎県産しいたけ輸出運営協議会（仮称）」の設立に向けた調整、輸出研修会の開催や企業等の招へいを実施する。

## 2 業務内容

### (1) 県外での県産乾しいたけプロモーションの実施

- ① 開催回数  
3回以上とする。
- ② 開催時期  
県と協議の上、決定するものとする。
- ③ 開催場所  
東京、大阪及び福岡の小売店、広場、飲食店等
- ④ 内容  
都市部を中心とした消費地において乾しいたけの栽培方法、栄養・効能、戻し方、料理方法を伝える講座や販促活動、乾しいたけ料理フェア等のPRイベント等を実施するものとする。
- ⑤ その他
  - ・各都府県で必ず1回以上は実施すること。
  - ・新宿みやぎ館 KONNE で毎年開催している販売会（フェア）については、今年度も開催（開催日：令和8年10月10日（土）～12日（月））することとし、同日開催している豆乳フェス（主催：豆乳フェス実行委員会）と一部コンテンツを連携すること。
  - ・福岡での実施に当たっては、本県で認定している「宮崎県乾しいたけ料理の店」と連携すること。
  - ・イベント開催に当たってはポスターやチラシ等を作成し、周知を図ること。

### (2) 県内教育機関への食育講座および親子料理教室の実施

- ① 開催回数  
開催回数は県と協議の上、決定するものとするが、対象校は2校以上とし、親子料理教室は1回以上開催する。
- ② 開催時期  
県と協議の上、決定するものとする。
- ③ 開催場所  
県と協議の上、決定するものとする。
- ④ 内容  
乾しいたけの美味しさ・栄養等を伝える機会を設けることを目的に食育講座及び親子料理教室を実施する。  
なお、宮崎県しいたけ振興会、その他関係団体と連携し、実施すること。

### (3) 原木しいたけに関するこども向け動画の作成

- ・原木しいたけの生産工程や、栄養・旨味といった乾しいたけの魅力を親しみやす

く学べる映像コンテンツとして制作すること。

- ・令和7年度に作成したこども向け教材と一貫性のある内容(キャラクターの活用、用語の統一等)とすること。なお、当該教材の内容確認を希望する場合は、資料を提供(または貸与)するため、申し出ること。
- ・動画は3分～5分程度とし、ナレーション及びBGM等を適切に挿入すること。

#### (4) 宮崎県産しいたけ輸出運営協議会(仮称)設立に向けた調整業務

宮崎県産しいたけの輸出競争力の強化および輸出体制の構築を目的とし「宮崎県産しいたけ輸出運営協議会(仮称)」の円滑な設立に向け、関係団体との調整、組織体制の整備、および設立に関わる実務を外部の専門知見を活用して実施する。

なお、遂行手法及び具体的な実施事項については、県と協議の上、決定すること。

#### (5) 海外輸出に関する研修会の実施

海外輸出に取り組む事業者等を対象に、輸出業務のノウハウを中心とした研修会を開催する。

なお、その場所や内容については、県と協議の上、決定すること。

#### (6) 企業等の招へい

県産しいたけの海外販路開拓のため、新たな販路又は既存の販路の対象となる相手国企業等を招へいし、本県の生産現場・加工施設等の視察や商談等を行う。

なお、招へいの対象者については、県と協議の上、決定すること。

### 3 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### 5 成果品及び納入期限

(1) 2の(1)から(6)の報告書を成果品として取りまとめて提出することとし、成果品の電子データはCD等に保存し提出すること。

(2) 納入期限は、令和9年2月26日までとする。

### 6 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

(3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。

(4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。

(5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。

(6) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。